オンライン医科点数表の解釈　令和8年6月版

デジタルブック追補

令和８年10月16日作成

● 「オンライン医科点数表の解釈（令和８年６月版）」のデジタルブック部分については，令和８年７月末までの情報で作成しています。本追補は令和８年８月から公開までの間に発出された情報による変更点をまとめたものです。

● 根拠となる省令・告示・通知等
- ○ 令和８年８月12日　厚生労働省告示第310号（令和８年８月13日適用）
- ○ 令和８年８月12日　厚生労働省告示第311号（令和８年８月13日適用）
- ○ 令和８年８月31日　厚生労働省告示第330号（令和８年９月１日適用）
- ○ 令和８年８月31日　保医発0831第１号（令和８年９月１日適用）
- ○ 令和８年９月９日　官報正誤
- ○ 令和８年９月18日　厚生労働省告示第355号（令和９年４月１日適用）
- ○ 令和８年９月28日　医療課事務連絡
- ○ 令和８年９月30日　厚生労働省令第144号（令和８年10月１日施行）
- ○ 令和８年９月30日　厚生労働省告示第363号（令和８年10月１日適用）
- ○ 令和８年９月30日　保医発0930第２号（令和８年10月１日適用）
- ○ 令和８年10月７日　医療課事務連絡

■ 令和８年10月７日医療課事務連絡において，「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の届出書・届出様式の訂正が行われています。
　それらの訂正については，本追補ではなく**「『医科点数表の解釈（令和８年６月版）』ウェブコンテンツ」**（https://ika.shaho.co.jp/r08_ika_kaishaku/）において，準備が整い次第ご案内いたします。

■ 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より，本追補と併せてご確認ください。（https://www.shaho.co.jp/publication/navi/）
- 「疑義解釈資料の送付について（その13）」（令和８年９月25日医療課事務連絡）

※ 令和８年10月13日付の告示・通知については，10月中に追補を掲載いたします。

※ 令和９年３月１日から開始される，ＯＴＣ類似薬の保険給付の在り方の見直し（ＯＴＣ類似薬の一部保険外療養）に関連する改正等の情報については，別途対応いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
1179	―	上から４行目	（最終改正；令和８年５月29日　厚生労働省告示第232号）	（最終改正；令和８年８月31日　厚生労働省告示第330号）
1180	―	◆ 別表「Ｉ」に以下のように追加 **017 デンプン由来吸収性局所止血材** (1) 標準型　１g当たり12,600円 (2) 織布型　１㎠当たり48円		
1181	右	◆ 「034 胆道ステントセット」の(2)を以下のように改める。 (2) 自動装着システム付 ① 永久留置型（標準型） ア・イ （略） ② （略） ③ 永久留置型（分岐部対応型） ア カバーあり　345,000円 イ カバーなし　340,000円		
1186	左	◆ 「106 微線維性コラーゲン」を以下のように改める。 106 微線維性コラーゲン		

頁	欄	行	変更前	変更後
		(1)　標準型　１g当たり12,900円 (2)　フロアブル型（トロンビン非含有）　48,700円		
1186	右	◆　「117 植込型除細動器」の(1)に以下のように追加		
		④　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　2,720,000円		
1186	右	◆　「117 植込型除細動器」の(2)を以下のように改める。		
		(2)　植込型除細動器（Ｖ型）		
		①　標準型　2,660,000円		
		②　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　2,800,000円		
1189	左	◆　「144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器」の(1)に以下のように追加		
		⑤　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　4,550,000円		
1189	右	◆　「144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器」の(2)に以下のように追加		
		⑤　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　4,960,000円		
1189	右	◆　「149 血管内光断層撮影用カテーテル」を以下のように改める。		
		149 血管内光断層撮影用カテーテル		
		(1)　標準型　132,000円		
		(2)　血管内超音波プローブ一体型　132,000円		
1190	左	◆　「182 経カテーテル人工生体弁セット」の(1)の①，②を以下のように改める。		
		①　標準型　4,510,000円		
		②　特殊型　4,730,000円		
		〔編注；承認番号が22800BZX00094000のものについては， 令和８年９月１日から令和10年５月31日まで4,940,000円〕		
1191	左	◆　「241 肝内門脈大循環シャント用ステントセット」を以下のように改める。		
		241 肝内門脈大循環シャント用ステントグラフトセット		
		(1)・(2)　（略）		
1191	左	◆　「244 シルクエラスチン創傷用シート」を以下のように改める。		
		244 シルクエラスチン使用創傷被覆材　（略）		
1191	－	◆　別表「Ⅱ」に以下のように追加		
		245 吸収性食道用ステント　261,000円		
		246 ヒトｉＰＳ細胞由来心筋細胞シート　53,200,000円		
		247 除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤー　79,600円		
1192	－	◆　別表「Ⅷ」に以下のように追加		
		016 デンプン由来吸収性局所止血材		
		(1)　標準型　１g当たり12,600円		
		(2)　織布型　１㎠当たり48円		
1192	－	◆　別表「Ⅸ」の(1)に以下のように追加		
		182 経カテーテル人工生体弁セット (1)　バルーン拡張型人工生体弁セット ②　特殊型 （承認番号）22800BZX00094000	令和８年９月１日から 令和10年５月31日まで	4,940,000円
1193	－	上から４行目	(最終改正；令 8. 5.29　保医発 0529　2)	(最終改正；令 8. 9.30　保医発 0930　2)
1194	－	◆　「Ｉ」の「２　在宅医療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い」に以下のように追加		
		017 デンプン由来吸収性局所止血材 オスラー病等の高頻度の鼻出血に対して，医師の指示に従って使用した場合に限り算定できる。なお，使用に当たっては，その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。		
1195	右	◆　「034 胆道ステントセット」に以下のように追加		
		(3)　自動装着システム付・永久留置型・分岐部対応型 関連学会の定める適正使用指針を遵守し，外科的に切除不能な胆道癌による肝門部胆管の閉塞又は狭窄に対して，両葉ドレナージを実施する場合に，１回の手術に対し１個を限度として算定できる。		
1199	左	◆　「106 微線維性コラーゲン」に以下のように追加		
		(4)　フロアブル型（トロンビン非含有）は，１回の手術に対して１個まで算定できる。		
1201	右	◆　「133 血管内手術用カテーテル」の(8)のオを以下のように改める。		
		オ　経皮的血栓除去用・破砕吸引型のうち，血栓を吸引するためのカテーテルと，血栓の吸引を補助するためのワイヤーからなるものについては，ワイヤーを使用せず，カテーテルのみを使用して血栓の除去を行った場合は，経皮的血栓除去用・破砕吸引型は算定できず，経皮的血栓除去用・標準型として算定する。		
1207	左	◆　「182 経カテーテル人工生体弁セット」の(2)を以下のように改める。		
		(2)　バルーン拡張型人工生体弁セット・特殊型については，令和10年５月31日までに限り，期限付改良		

頁	欄	行	変更前	変更後
		加算による評価を行った価格で算定できる。		
1213	ー	◆　「Ｉ」の「３　在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い」に以下のように追加 245 吸収性食道用ステント ⑴　吸収性食道用ステントは，難治性良性食道狭窄の患者に対して，関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。算定に当たっては，当該材料を使用する医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ⑵　吸収性食道用ステントは，１回の手術に対して１個を限度として算定できる。 ⑶　吸収性食道用ステントは，患者１人につき原則として２個まで算定できる。３個以上算定する場合はその医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 246 ヒトiPS細胞由来心筋細胞シート ⑴　ヒトiPS細胞由来心筋細胞シートは，虚血性心筋症による重症心不全患者のうち，薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分な症例に対して，関連学会の定める適正使用指針に従って使用された場合に限り算定できる。 ⑵　ヒトiPS細胞由来心筋細胞シートは，１人につき１回まで算定できることとし，使用する際は，診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。 247 除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤー ⑴　除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤーは，開胸を伴う心臓手術並びに胸部大動脈手術を受ける18歳以上の患者のうち，術後心房細動の発症リスクが高いと推定される患者に対して，関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。 ⑵　除細動機能付き体外式ペースメーカ用心臓植込ワイヤーは，１回の手術に対して２個を限度として算定できる。		
1213	ー	◆　「Ⅲ」の「２　特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い」に以下のように追加 016 デンプン由来吸収性局所止血材 Ｉの２の017と同様であること。		
1248	右	上から16行目	社会保険診療報酬支払基金法	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
1248	右	上から17行目	社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
1248	右	上から19～22行目	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第24条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第１条の３第１項各号に掲げる業務	同法第18条第１項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
1271	〔供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱い等について，「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和８年９月28日医療課事務連絡）により，令和８年10月以降の取扱いが示されています。当該事務連絡については診療報酬関連情報データベースからご確認いただけます。〕			
1275	右	下から23行目	「同一建物居住者の場合」	，当該避難所等において当該保険薬局が訪問薬剤管理指導を実施する者の人数に従い「単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合」又は「単一建物診療患者が10人以上の場合」
1275	右	下から21行目	「同一建物居住者以外の場合」	「単一建物診療患者が１人の場合」
1275	右	下から20行目	「同一建物居住者の場合」	「単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合」又は「単一建物診療患者が10人以上の場合」
1284	右	上から21行目	社会保険診療報酬支払基金法	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
1284	右	上から22行目	社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
1284	右	上から24～27行目	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第24条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第１条の３第１項各号に掲げる業務	同法第18条第１項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
1286	ー	上から５行目	（最終改正；令和８年５月29日　厚生労働省告示第230号）	（最終改正；令和８年９月18日　厚生労働省告示第355号）
1287	右	上から９行目	第九号	第十二号　【令和９年４月１日適用】
1290	左	上から５～７行目	及びpH４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤	，pH４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤，アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤
1290	左	下から24～23	及びドジョルビ内用液100%	，ドジョルビ内用液100%及びマルシロン配合

頁	欄	行	変更前	変更後
		行目		錠（１回の投薬量が20日分以内である場合に限る。）
1304	ー	上から３行目	（最終改正；令和８年３月27日　厚生労働省告示第116号）	（最終改正；令和８年９月18日　厚生労働省告示第355号）
1305	左	上から５行目	第九号	第十二号　【令和９年４月１日適用】
1355	ー	上から８行目	（最終改正；令和８年３月５日　厚生労働省告示第70号）	（最終改正；令和８年９月18日　厚生労働省告示第355号）
1375	右	上から12行目	第６項	第５項　【令和９年４月１日適用】
1375	右	上から13～14行目	第十四号	第十二号　【令和９年４月１日適用】
1472	左	上から25～27行目	同法第６条の２の２第３項に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの	第７条第２項に規定する指定発達支援医療機関
1695	ー	上から８行目	（最終改正；令和８年５月29日　厚生労働省告示第229号）	（最終改正；令和８年８月12日　厚生労働省告示第310号）
1734	◆　「別表第九　在宅自己注射指導管理料，間歇注入シリンジポンプ加算，持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」に以下の薬剤を追加 「アナキンラ製剤」			